

広島市報

定期第1084号
令和2年9月30日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

規 則

- 広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則（第58号）.....3
- 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（第59号）.....3

告 示

- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....5
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....5
- 介護保険法による指定事業者の指定.....5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定 2件.....5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの変更の届出.....6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止.....6
- 物品出納員事務の一部委任.....6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設.....6
- 路上駐車場の休止.....7
- 子ども・子育て支援法による令和元年度の市立保育園及び市立認定こども園の施設型給付費.....7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設.....9
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理施設の変更許可申請.....10

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者からの変更の届出.....11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....11
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更 2件.....11
- 公共下水道の供用開始.....13
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始.....13
- 市営住宅の家賃の変更.....13
- 事務の一部委任の解除 2件.....13
- 自転車等の所有権の取得.....14
- 広島農業振興地域整備計画の変更.....14
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更.....14
- 公印印刷.....16
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止.....16
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止.....16
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止.....16
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の

- 廃止.....16
- 開発行為に関する工事の完了.....16
- 放置自転車等の撤去（中区） 4件.....16
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....17
- 放置自転車等の撤去（中区） 2件.....17
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....17
- 放置自転車等の撤去（中区）.....17
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....17
- 放置自転車等の撤去（中区） 3件.....17
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....18
- 放置自転車等の撤去（中区）.....18
- 区物品出納員事務の一部委任の解除（中区）.....18
- 違法放置等物件の保管（中区）.....18
- 建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....18
- 放置自転車の撤去（東区） 3件.....18
- 区出納員事務の一部委任（東区）.....19
- 若宮町内会の告示事項の変更（東区）.....19
- 建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....19
- 放置自転車等の撤去（南区） 5件.....19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....20
- 放置自転車等の撤去（南区）.....20
- 向洋公園の指定管理者の指定の取消し（南区）.....20
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....20
- 放置自転車等の撤去（南区） 5件.....20
- 放置自転車等の撤去（西区） 5件.....21
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....21
- 道路の区域変更（安佐南区）.....21
- 道路の供用開始（安佐南区）.....21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....21
- 路線名等を定める法定外公共物の廃止（安佐南区）.....22
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）.....22
- 道路の区域変更（安佐南区）.....22
- 道路の供用開始（安佐南区）.....22
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....22
- 道路の区域変更（安佐南区）.....22
- 道路の供用開始（安佐南区）.....23
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐

- 南区）.....23
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....23
- 路線名等を定める林道の指定の変更（安佐北区）.....23
- 道路の区域変更（安佐北区）.....23
- 道路の供用開始（安佐北区）.....23
- 道路の区域変更（安佐北区）.....23
- 道路の供用開始（安佐北区）.....24
- 放置自転車の撤去（安芸区） 2件.....24
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....24
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....24
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....25
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区） 2件.....25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....25
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....25
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....25
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....26
- 選管告示**
- 広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程.....26
- 教育委員会告示**
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....26
- 広島市教育委員会議（臨時会）の開催.....26
- 令和2年8月19日付け広島市教育委員会告示第18号で告示した広島市教育委員会議（臨時会）の議題追加.....27
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....27
- 水道局規程**
- 広島市水道局職務権限規程及び広島市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程（第7号）.....27
- 監査公表**
- 包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表.....28

規則

広島市規則第58号

令和2年8月27日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年広島市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号ア中「第59条の2第1号イ」を「第59条の2の2第1号イ」に改め、同号ウ中「第59条の2第1号ホ」を「第59条の2の2第1号ホ」に改め、同号ク中「第59条の2第1号ヌ」を「第59条の2の2第1号ヌ」に改め、同号ケ中「第59条の2第1号ワ」を「第59条の2の2第1号ワ」に改め、同条第3号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2第2号」を「第59条の2の2第2号」に改め、同条第4号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2第3号」を「第59条の2の2第3号」に改め、同条第5号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2第4号」を「第59条の2の2第4号」に改め、同条第6号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2第5号」を「第59条の2の2第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第59号

令和2年8月27日

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和2年広島市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第6号の規則で定める事業者）

第2条 条例第2条第6号の規則で定める事業者は、本市（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける本市の経営する企業に限る。）とする。

（助言又はあっせんの申立て）

第3条 条例第11条第1項の規定による助言又はあっせんの申立て（以下「申立て」という。）をしようとする条例第8条第1項に規定する障害者等（以下「申立人」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、障害その他のやむを得ない理由により当該書面を提出することが困難であると市長が認めるときは、

口頭をもって申立てをすることができる。

- (1) 申立人の氏名、住所及び連絡先
- (2) 申立人が条例第11条第2項に規定する紛争事案（以下「紛争事案」という。）に係る障害者以外の者である場合にあっては、当該障害者の氏名、住所及び連絡先並びに当該障害者との関係
- (3) 紛争事案の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 紛争事案の概要
- (5) 求める助言又はあっせんの内容
- (6) その他参考となる事項
（助言又はあっせんの打ち切り）

第4条 市長は、条例第11条第2項の調査の結果、次のいずれかに該当するときは、助言又はあっせんを打ち切ることができる。

- (1) 申立てが紛争事案に係る障害者の意に反してされたものであるとき。
- (2) 申立てが障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の5に規定する紛争についてされたものであるとき。
- (3) 申立てが過去にされた申立てに係る紛争事案と実質的に同一の紛争事案についてされたものであるとき。
- (4) その他助言又はあっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助言又はあっせんを打ち切ったときは、紛争事案に係る当事者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（助言又はあっせんの方法）

第5条 条例第12条第3項の規定による助言又はあっせんは、次に掲げる事項を記載した書面を紛争事案に係る当事者に送付する方法により行うものとする。

- (1) 助言又はあっせんの案の内容及び理由
- (2) 助言又はあっせんの案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法
- (3) その他参考となる事項
（勧告の方法）

第6条 条例第13条の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面を紛争事案の当事者である事業者に送付する方法により行うものとする。

- (1) 勧告の内容及び理由
- (2) 勧告に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法
- (3) その他参考となる事項
（公表の方法）

第7条 条例第14条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の付与の方法等）

第8条 条例第14条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、市長が口頭であることを認めるときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長に提出する方法により行うものとする。

2 市長は、意見書の提出期限（口頭で意見を述べる機会を与える場合には、その日時）までに相当な期間において、条例第14条第2項の公表

の対象となる事業者（以下「公表対象事業者」という。）に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 予定される公表の内容
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 意見書の提出先及び提出期限（口頭で意見を述べる機会を与える場合には、その旨並びに日時及び場所）
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 公表対象事業者は、意見書の提出に当たって、証拠書類又は証拠物を併せて提出することができる。

（公表対象事業者の代理人）

第9条 公表対象事業者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、公表対象事業者のために、意見を述べる機会に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した公表対象事業者は、書面でその旨を市長に届け出なければならない。

（審議会の組織及び運営）

第10条 条例第15条第10項に規定する広島市障害者差別解消調整審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、次条から第17条までに定めるところによる。

（会長）

第11条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第12条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員及び臨時委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（調査及び審議の非公開）

第13条 審議会の行う条例第15条第2項第1号の規定による調査及び審議の手続は、公開しない。

（臨時委員の任命に当たっての配慮）

第14条 市長は、条例第15条第7項の規定による臨時委員の任命に当たっては、同一の紛争事案について調査し、又は審議する委員及び臨時委員の構成が、当該紛争事案に係る当事者双方の意見が適切に反映されるものとなるよう配慮するものとする。

（資料の提出等の要求）

第15条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第16条 審議会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害福祉課において処理する。

（審議会の運営に関する事項の委任）

第17条 第11条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（表彰に関する事項の委任）

第18条 条例第19条の規定による表彰に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

（委任規定）

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

2 広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表広島市社会福祉法人設立認可等審査会の項の次に次のように加える。

広島市障害者差別解消調整審議会	広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和2年広島市条例第16号）の規定により、市長の	健康福祉局障害福祉部障害福祉課
-----------------	--	-----------------

	諮問に応じ、障害を理由とする差別に関する紛争について調査審議し、その結果に基づき、助言又はあつせん案を作成すること。	
--	--	--

告示

広島市告示第370号
令和2年8月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和2年8月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社菊地工務店	居宅介護支援事業所どりーむ	広島市東区戸坂くろめ木一丁目4番33-301号	居宅介護支援

広島市告示第371号
令和2年8月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和2年8月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社SAFARI	訪問看護ステーションはとはと	広島市西区己斐西町27番21号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社Seiwa	デイサービスハピネス横川	広島市西区横川新町9番7号	通所介護

広島市告示第372号
令和2年8月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和2年8月1日

広島市長 松井一實

開設者	施設		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社Seiwa	デイサービスハピネス横川	広島市西区横川新町9番7号	1日型デイサービス

広島市告示第373号
令和2年8月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第374号
令和2年8月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第375号
令和2年8月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護リハビリステーションひなた吉島	広島市中区光南二丁目3-45	令和2年7月1日	令和8年6月30日
リハビリテーション礼和クリニック広島	広島市西区上天満町7-13株式会社井口家具百貨店西館4階	令和2年5月1日	令和8年4月30日
てるてるぼうず訪問看護リハビリステーション	広島市安佐南区緑井二丁目5-21倉西コーポ201号室	令和2年7月1日	令和8年6月30日
まつしま歯科クリニック	広島市佐伯区湯来町大字和田178-1	令和2年6月1日	令和8年5月31日

広島市告示第376号

令和2年8月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
奏音こどものころクリニック	広島市中区白島中町2-2-2階	令和2年8月1日	令和8年7月31日
広島中央リハビリテーション病院	広島市中区平野町6-24	令和2年6月1日	令和8年5月31日
江波二本松薬局	広島市中区江波二本松一丁目2-22-1F	令和2年8月1日	令和8年7月31日
訪問看護舟入みなみ	広島市中区舟入南一丁目10-13	令和元年10月1日	令和7年9月30日

広島市告示第377号

令和2年8月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第378号

令和2年8月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第379号

令和2年8月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、教育委員会安佐北地区学校事務センター所長の物品

出納員事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた物品分任出納員
高陽中学校 教頭 片山 大祐
- 委任させた事務
高陽中学校における物品の出納保管に関する事務
- 委任期間
令和2年7月30日から高陽中学校長の職務復帰の前日まで

広島市告示第380号

令和2年8月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 フジ古市店
(2) 所在地 広島市安佐南区大町東一丁目7番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フジ
代表取締役 山口 晋
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社フジ
代表取締役 山口 晋
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年3月31日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,914平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数
62台
(2) 駐輪場の収容台数
83台
(3) 荷さばき施設の面積
99平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量
16.4立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻：午前9時
イ 閉店時刻：午後11時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2 か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前0時から午後12時まで

8 届出年月日
令和2年7月30日

9 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
令和2年8月4日から令和2年12月4日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年12月4日

(2) 提出先
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

広島市告示第381号  
令和2年8月5日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場  
広島市市営中島町第一駐車場及び広島市市営中島町第二駐車場

2 休止する期間  
令和2年8月5日（水）午後7時から同月6日（木）午前9時30分まで

3 休止する理由  
道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条第1項の規定に基づき、広島中央警察署長が同法第4条第1項の規定による交通規制を行うため。

~~~~~

広島市告示第382号
令和2年8月11日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する、令和元年度の市立保育園及び市立認定こども園の施設型給付費について、別紙のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙

令和元年度の施設型給付費は、各支給認定子どもの公定価格の額（下表）から、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

（単位：円）

園名	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
基町保育園	2,378,760	1,346,760	559,440	456,900	2,341,560	1,309,560	522,240	419,700
竹屋保育園	2,487,660	1,455,660	668,340	565,800	2,422,920	1,390,920	603,600	501,060
吉島保育園	2,374,680	1,342,680	555,360	452,820	2,337,480	1,305,480	518,160	415,620
本川保育園	2,463,000	1,431,000	643,680	541,140	2,405,040	1,373,040	585,720	483,180
神崎保育園	2,377,920	1,345,920	558,600	456,060	2,340,720	1,308,720	521,400	418,860
舟入保育園	2,406,420	1,374,420	587,100	484,560	2,360,520	1,328,520	541,200	438,660
江波保育園	2,462,160	1,430,160	642,840	540,300	2,404,200	1,372,200	584,880	482,340
江波第二保育園	2,440,980	1,408,980	621,660	519,120	2,386,680	1,354,680	567,360	464,820
福木保育園	2,391,720	1,359,720	572,400	469,860	2,350,380	1,318,380	531,060	428,520
温品保育園	2,376,840	1,344,840	557,520	454,980	2,339,640	1,307,640	520,320	417,780
戸坂保育園	2,375,520	1,343,520	556,200	453,660	2,338,320	1,306,320	519,000	416,460
東浄保育園	2,378,760	1,346,760	559,440	456,900	2,341,560	1,309,560	522,240	419,700
中山保育園	2,440,140	1,408,140	620,820	518,280	2,385,840	1,353,840	566,520	463,980
わかき保育園	2,372,160	1,340,160	552,840	450,300	2,334,960	1,302,960	515,640	413,100
あけぼの保育園	2,421,720	1,389,720	602,400	499,860	2,370,660	1,338,660	551,340	448,800

荒神保育園	2,661,900	1,629,900	842,580	740,040	2,574,900	1,542,900	755,580	653,040
大州保育園	2,655,060	1,623,060	835,740	733,200	2,568,060	1,536,060	748,740	646,200
青崎保育園	2,405,940	1,373,940	586,620	484,080	2,360,040	1,328,040	540,720	438,180
皆実保育園	2,404,320	1,372,320	585,000	482,460	2,360,760	1,328,760	541,440	438,900
大河保育園	2,378,760	1,346,760	559,440	456,900	2,341,560	1,309,560	522,240	419,700
仁保新町保育園	2,440,140	1,408,140	620,820	518,280	2,385,840	1,353,840	566,520	463,980
仁保保育園	2,516,460	1,484,460	697,140	594,600	2,446,440	1,414,440	627,120	524,580
楠那保育園	2,661,900	1,629,900	842,580	740,040	2,574,900	1,542,900	755,580	653,040
宇品東保育園	2,440,980	1,408,980	621,660	519,120	2,386,680	1,354,680	567,360	464,820
元宇品保育園	2,725,980	1,693,980	906,660	804,120	2,626,200	1,594,200	806,880	704,340
出島保育園	2,723,940	1,691,940	904,620	802,080	2,624,160	1,592,160	804,840	702,300
似島保育園	3,308,280	2,276,280	1,488,960	1,386,420	3,075,180	2,043,180	1,255,860	1,153,320
三篠保育園	2,374,680	1,342,680	555,360	452,820	2,337,480	1,305,480	518,160	415,620
横川保育園	2,814,420	1,782,420			2,697,300	1,665,300		
小河内保育園	2,657,220	1,625,220	837,900	735,360	2,570,220	1,538,220	362,280	648,360
ふくしま保育園	2,391,720	1,359,720	572,400	469,860	2,350,380	1,318,380	252,240	428,520
己斐保育園	2,439,420	1,407,420	620,100	517,560	2,385,120	1,353,120	269,640	463,260
古田保育園	2,485,740	1,453,740	666,420	563,880	2,421,000	1,389,000	287,580	499,140
庚午保育園	2,373,720	1,341,720	554,400	451,860	2,336,520	1,304,520	245,340	414,660
草津保育園	2,376,840	1,344,840	557,520	454,980	2,339,640	1,307,640	246,900	417,780
みゆき保育園	2,371,440	1,339,440	552,120	449,580	2,334,240	1,302,240	244,200	412,380
井口保育園	2,377,800	1,345,800	558,480	455,940	2,340,600	1,308,600	247,380	418,740
川内保育園	2,440,980	1,408,980	621,660	519,120	2,386,680	1,354,680	270,420	464,820
緑井保育園	2,659,500	1,627,500	840,180	737,640	2,572,500	1,540,500	363,420	650,640
大町保育園	2,405,400	1,373,400	586,080	483,540	2,361,840	1,329,840	258,000	439,980
大町第二保育園	2,951,820	1,919,820	1,132,500		2,811,660	1,779,660	483,600	
安東保育園	2,391,720	1,359,720	572,400	469,860	2,350,380	1,318,380	252,240	200,940
上安保育園	2,422,680	1,390,680	603,360	500,820	2,371,620	1,339,620	262,860	211,560
中筋保育園	2,379,960	1,347,960	560,640	458,100	2,342,760	1,310,760	248,460	197,160
古市保育園	2,404,800	1,372,800	585,480	482,940	2,361,240	1,329,240	257,700	206,400
原保育園	2,462,160	1,430,160	642,840	540,300	2,404,200	1,372,200	279,180	227,880
祇園保育園	2,376,600	1,344,600	557,280	454,740	2,339,400	1,307,400	246,780	195,480
長東保育園	2,440,980	1,408,980	621,660	519,120	2,386,680	1,354,680	270,420	219,120
山本保育園	2,422,440	1,390,440	603,120	500,580	2,371,380	1,339,380	262,740	211,440
沼田保育園	2,661,900	1,629,900	842,580	740,040	2,574,900	1,542,900	364,620	313,320
高南保育園	3,308,280	2,276,280	1,488,960	1,386,420	3,075,180	2,043,180	614,820	563,520
三田保育園	2,729,100	1,697,100	909,780	807,240	2,629,320	1,597,320	391,800	340,500
狩留家保育園	2,815,620	1,783,620	996,300	893,760	2,698,500	1,666,500	426,420	375,120
狩小川保育園	2,725,980	1,693,980	906,660	804,120	2,626,200	1,594,200	390,240	338,940
深川保育園	2,463,960	1,431,960	644,640	542,100	2,406,000	1,374,000	280,080	228,780
真亀保育園	2,377,800	1,345,800	558,480	455,940	2,340,600	1,308,600	247,380	196,080
落合保育園	2,378,640	1,346,640	559,320	456,780	2,341,440	1,309,440	247,800	196,500
口田保育園	2,440,980	1,408,980	621,660	519,120	2,386,680	1,354,680	270,420	219,120
大林保育園	2,655,060	1,623,060	835,740	733,200	2,568,060	1,536,060	361,200	309,900
城保育園	2,406,060	1,374,060	586,740	484,200	2,360,160	1,328,160	257,160	205,860
可部東保育園	2,463,960	1,431,960	644,640	542,100	2,406,000	1,374,000	280,080	228,780
亀山南保育園	2,655,060	1,623,060	835,740	733,200	2,568,060	1,536,060	361,200	309,900
いずみ保育園	2,729,100	1,697,100	909,780	807,240	2,629,320	1,597,320	391,800	340,500
久地保育園	2,947,260	1,915,260	1,127,940	1,025,400	2,807,100	1,775,100	481,320	430,020
中野保育園	2,721,180	1,689,180	901,860	799,320	2,621,400	1,589,400	387,840	336,540
畑賀保育園	2,486,940	1,454,940	667,620	565,080	2,422,200	1,390,200	288,180	236,880

船越西部保育園	2,947,260	1,915,260	1,127,940	1,025,400	2,807,100	1,775,100	481,320	430,020
船越南部保育園	2,486,940	1,454,940	667,620	565,080	2,422,200	1,390,200	288,180	236,880
矢野中央保育園	2,376,960	1,344,960	557,640	455,100	2,339,760	1,307,760	246,960	195,660
矢野東保育園	2,516,940	1,484,940	697,620	595,080	2,446,920	1,414,920	301,140	249,840
矢野西保育園	2,422,440	1,390,440	603,120	500,580	2,371,380	1,339,380	262,740	211,440
湯来保育園	3,308,280	2,276,280	1,488,960	1,386,420	3,075,180	2,043,180	614,820	563,520
湯来南保育園	2,729,100	1,697,100	909,780	807,240	2,629,320	1,597,320	391,800	340,500
石内保育園	2,515,500	1,483,500	696,180	593,640	2,445,480	1,413,480	300,420	249,120
河内保育園	2,391,720	1,359,720	572,400	469,860	2,350,380	1,318,380	252,240	200,940
五月が丘保育園	2,489,220	1,457,220	669,900	567,360	2,424,480	1,392,480	289,320	238,020
利松保育園	2,421,360	1,389,360	602,040	499,500	2,370,300	1,338,300	262,200	210,900
八幡東保育園	2,515,500	1,483,500	696,180	593,640	2,445,480	1,413,480	300,420	249,120
八幡保育園	2,377,200	1,345,200	557,880	455,340	2,340,000	1,308,000	247,080	195,780
千同保育園	2,422,680	1,390,680	603,360	500,820	2,371,620	1,339,620	262,860	211,560
坪井保育園	2,378,760	1,346,760	559,440	456,900	2,341,560	1,309,560	247,860	196,560
三筋保育園	2,515,500	1,483,500	696,180	593,640	2,445,480	1,413,480	300,420	249,120
鈴峰園保育園	2,391,480	1,359,480	572,160	469,620	2,350,140	1,318,140	252,120	200,820
五日市中央北保育園	2,422,680	1,390,680	603,360	500,820	2,371,620	1,339,620	262,860	211,560
五日市駅前保育園	2,377,200	1,345,200	557,880	455,340	2,340,000	1,308,000	247,080	195,780
五日市南保育園	2,404,320	1,372,320	585,000	482,460	2,360,760	1,328,760	257,460	206,160
美の里保育園	2,488,020	1,456,020	668,700	566,160	2,423,280	1,391,280	288,720	237,420

(単位：円)

園名	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
阿戸認定こども園	2,772,000	1,740,000	952,680	850,140	2,656,020	1,624,020	836,700	734,160
	教育標準時間認定							
	3歳児	4歳以上児						
	878,100	772,500						

(注) 上表の額は、一年を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、年の途中に入退所した子どもについては、在籍期間に応じた額となります。



広島市告示第383号

令和2年8月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）ハローズ草津新町店
 - (2) 所在地 広島市西区草津新町一丁目20番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

J R西日本プロパティーズ株式会社
代表取締役 森 克明
東京都港区芝五丁目34番6号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ハローズ
代表取締役 佐藤 利行

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年4月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,092平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
69台
 - (2) 駐輪場の収容台数
60台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
21立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻：午前0時

- イ 閉店時刻：午後12時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前0時00分から午後12時00分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 午前6時から午後10時まで
イ 午後10時から午前9時まで

8 届出年月日
令和2年8月11日

- 9 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間
令和2年8月12日から令和2年12月14日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 12 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 令和2年12月14日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第385号**  
令和2年8月14日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項で準用する同法第15条第4項の規定により産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 申請内容
- (1) 申請者  
東京都目黒区洗足二丁目17番21号  
ジェイ・エー・ピー協同組合 代表理事 藤田 裕二
  - (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

- 広島市安佐南区上安町字松畝315番1外89筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類の種類  
最終処分場（安定型）
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(5) 変更の内容

|        | 変更前        |        | 変更後        |
|--------|------------|--------|------------|
| 埋立処分面積 | 113,331㎡   | 埋立処分面積 | 114,601㎡   |
| 埋立容量   | 1,560,058㎡ | 埋立容量   | 2,146,901㎡ |

(6) 申請年月日  
令和2年5月8日

- 2 縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市役所4階 環境局業務部産業廃棄物指導課
  - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所2階 安佐南区市民部政調整課
  - (3) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所2階 安佐北区市民部政調整課
  - (4) 広島市安佐南区上安町字松畝315番1  
ジェイ・エー・ピー協同組合 上安事務所

3 縦覧の期間及び時間  
令和2年8月14日から令和2年9月14日（ただし、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出  
この産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を次のとおり提出することができます。

- (1) 提出期限  
令和2年9月28日
- (2) 提出先  
広島市長（提出窓口：広島市環境局業務部産業廃棄物指導課）
- (3) 記載すべき事項（全て日本語で記載してください。）  
ア 提出者の氏名及び住所  
イ 対象事業の名称（上記1(1)から(3)までの事項）  
ウ 生活環境保全上の見地からの意見

~~~~~  
広島市告示第386号
令和2年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第387号

令和2年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第388号

令和2年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第389号

令和2年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
段原クレドデ ンタルクリ ニック	広島市南区段原 山崎二丁目2- 15-2F	令和2年4月 1日	令和8年3月 31日
訪問看護ステ ーションはと はと	広島市西区己斐 西町27-21	令和2年8月 1日	令和8年7月 31日

広島市告示第390号

令和2年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第391号

令和2年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第392号

令和2年8月17日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ekie（エキエ）（東区画）
 - 所在地 広島市南区松原町1185番地
- 大規模小売店舗を設置する者

中国SC開発株式会社
代表取締役社長 竹中 靖
広島市南区松原町1番2号
- 変更事項
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）
名称：広島新幹線名店街（東区画）
所在地：広島市南区松原町1185番地
（変更後）
名称：ekie（エキエ）（東区画）
所在地：広島市南区松原町1185番地
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

中国SC開発株式会社
代表取締役社長 藤岡 秀樹
広島市南区松原町2番37号

(変更後)

中国SC開発株式会社
代表取締役社長 竹中 靖
広島市南区松原町1番2号

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
令和2年6月19日
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
所在地：令和2年2月25日
代表者：令和2年6月19日

5 届出年月日

令和2年8月13日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和2年8月17日から同年12月17日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和2年12月17日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課



広島市告示第393号

令和2年8月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 e k i e（エキエ）（西区画）
 - (2) 所在地 広島市南区松原町1185番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者
中国SC開発株式会社
代表取締役社長 竹中 靖
広島市南区松原町1番2号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
名称：広島新幹線名店街（西区画）
所在地：広島市南区松原町1185番地
(変更後)
名称：e k i e（エキエ）（西区画）
所在地：広島市南区松原町1185番地
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
中国SC開発株式会社
代表取締役社長 藤岡 秀樹
広島市南区松原町1番2号
(変更後)
中国SC開発株式会社
代表取締役社長 竹中 靖
広島市南区松原町1番2号
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
令和2年6月19日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和2年6月19日
- 5 届出年月日
令和2年8月13日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和2年8月18日から同年12月18日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模

模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年12月18日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第394号

令和2年8月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

令和2年8月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	安佐南区	緑井七丁目の一部	分流
	安芸区	船越一丁目の一部	
汚水を排除	東区	温品三丁目の一部	
	安佐南区	川内四丁目、中須二丁目及び伴中央四丁目の各一部	
	安佐北区	安佐町大字久地の一部	
	安芸区	中野二丁目及び船越四丁目の各一部	
	佐伯区	三宅五丁目の一部	

広島市告示第395号

令和2年8月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 下水の処理を開始する年月日

令和2年8月20日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	川内四丁目、緑井七丁目、中須二丁目及び伴中央四丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	安佐町大字久地の一部	
佐伯区	三宅五丁目の一部	
東区	温品三丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	中野二丁目、船越一丁目及び船越四丁目の各一部	

広島市告示第396号

令和2年8月21日

広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

1 変更内容(対象住宅、変更後の家賃)

別紙のとおり。

2 変更期間

令和2年8月24日から令和3年3月31日まで

3 変更理由

浴槽・風呂釜設置等

別紙 略

広島市告示第397号

令和2年8月25日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、市民局人権啓発部人権啓発課の事務の一部委任を次のとおり解除したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任の解除を受けた物品出納員

市民局人権啓発部人権啓発課 課長補佐 大平 久美子

2 解除した事務

市民局人権啓発部人権啓発課における物品の出納保管に関する事務

3 解除年月日

令和2年7月31日

広島市告示第398号

令和2年8月25日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規

定に基づき、会計管理者の事務の一部委任を次のとおり解除させたので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任の解除を受けた出納員

市民局人権啓発部人権啓発課 課長補佐 大平 久美子

2 委任を解除させた事務

- (1) 住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金の貸付金の償還並びにこれらに係る遅延利息、違約金及び弁償金の収納
- (2) 旧五日市町冠婚葬祭資金貸付金の償還並びにこれに係る遅延利息及び違約金の収納

3 解除年月日

令和2年7月31日

広島市告示第399号

令和2年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第400号

令和2年8月26日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月6日及び12月29日から同月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第401号

令和2年8月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 広島フェスティバル・アウトレットマリナーホップ
- (2) 所在地 広島市西区観音新町四丁目2874番94外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社広島まちづくりファンド
代表取締役 杉川 聡
広島市中区大手町五丁目3番12号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 18,337㎡
(変更後) 14,285㎡
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)

位 置	収容台数
アウトレット棟西側	626台
アウトレット棟北側	321台
アウトレット棟南側	92台
西側敷地	279台
北側敷地	161台
合 計	1,479台

(変更後)

位 置	収容台数
アウトレット棟西側	501台
アウトレット棟北側	218台
アウトレット棟南側	71台
西側敷地	20台
北側敷地	10台
合 計	820台

※アウトレット棟西側整備台数520台の内501台を来客用の届出台数とする。

※アウトレット棟北側整備台数234台の内218台を来客用の届出台数とする。

※西側敷地整備台数575台の内20台を来客用の届出台数とする。

※北側敷地整備台数161台の内10台を来客用の届出台数とする。

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	容量
アウトレット棟東側	117立方メートル
中型専門店南側	32立方メートル
大型専門店1南側	82立方メートル
大型専門店2南側	85立方メートル
合 計	316立方メートル

(変更後)

位置	容量
アウトレット棟東側	117立方メートル
中型専門店南側	32立方メートル
大型専門店1南側	85立方メートル
合計	231立方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	容量
アウトレット棟東側	24立方メートル
アウトレット棟東側	35立方メートル
大型専門店1南側	40立方メートル
大型専門店2南側	30立方メートル
合計	129立方メートル

(変更後)

位置	容量
アウトレット棟東側	24立方メートル
アウトレット棟東側	35立方メートル
大型専門店1南側	40立方メートル
合計	99立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

店舗区画	開店時刻	閉店時刻	備考
全区画	午前10時00分	午後10時00分	

(変更後)

店舗区画	開店時刻	閉店時刻	備考
アウトレット棟東側区画	午前0時00分	午後12時00分	24時間営業
その他区画	午前10時00分	午後10時00分	

イ 来客者が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位置	駐車可能時間帯
すべて	午前8時00分から午後10時30分まで

(変更後)

位置	駐車可能時間帯
アウトレット棟北側を除くすべて	午前8時00分から午後10時30分まで
アウトレット棟北側	午前0時00分から午後12時00分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位置	出入口の数	収容台数
アウトレット棟西側 アウトレット棟北側 アウトレット棟南側	8か所	北側入口 2か所 北側出口 2か所 西側入口 2か所

位置	出入口の数	収容台数
西側敷地	2か所	西側出口 2か所 入口 1か所 出口 1か所
北側敷地	1か所	出入口 1か所
合計	11か所	

(変更後)

位置	出入口の数	収容台数
アウトレット棟西側 アウトレット棟北側 アウトレット棟南側	8か所	北側入口 2か所 北側出口 2か所 西側入口 2か所 西側出口 2か所
西側敷地	3か所	敷地内北側入口 1か所 入口 1か所 出口 1か所
北側敷地	1か所	出入口 1か所
合計	12か所	

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

令和3年4月25日

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 荷さばき施設の位置及び面積

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

令和3年4月25日

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客者が駐車場を利用することができる時間帯

令和2年10月1日

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

令和2年8月25日

5 届出年月日

令和2年8月24日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年8月26日から同年12月26日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持の

ために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年12月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第402号

令和2年8月28日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
難病指定医療機関指定通知書	健康福祉局専用市長印

広島市告示第403号

令和2年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第404号

令和2年8月31日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第405号

令和2年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第406号

令和2年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第407号

令和2年8月31日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市東区牛田早稲田三丁目の91番198の一部及び91番252の一部
- 2 開発面積
2,189.37㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島県福山市多治米町六丁目12番31号
株式会社 中国バス
代表取締役 渡邊 寛人
- 4 検査済証交付年月日
令和2年8月31日

広島市告示（中区）第143号

令和2年8月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第144号

令和2年8月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第145号

令和2年8月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第146号

令和2年8月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第147号

令和2年8月12日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第148号

令和2年8月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第149号

令和2年8月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第150号

令和2年8月12日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第151号

令和2年8月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第152号

令和2年8月14日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第153号

令和2年8月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第154号

令和2年8月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第155号

令和2年8月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第156号

令和2年8月14日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月7日、8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第157号

令和2年8月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第158号

令和2年8月14日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部地域起こし推進課長の区物品出納員事務の一部の委任を解除しましたので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任解除を受けた区物品分任出納員
広島市吉島東児童館 児童館指導員 徳山 聖子
- 2 委任解除した事務
吉島東児童館における物品の出納保管に関する事務

3 解除年月日
令和2年7月31日

広島市告示(中区)第159号

令和2年8月27日

道路法第44条の2に基づき、別紙のとおり違法放置等物件を保管しました。

広島市長 松井一實

広島市告示(東区)第56号

令和2年8月5日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 令和2年8月5日
- 3 道路の位置 広島市東区上温品一丁目の718番1の一部、718番2の一部、719番3の一部、721番1の一部及び721番7の一部
- 4 幅員 5.00~6.24メートル
- 5 延長 26.98メートル

広島市告示(東区)第57号

令和2年8月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第58号

令和2年8月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第59号

令和2年8月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第60号

令和2年8月24日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分任出納員
東区役所市民部市民課(戸坂連絡所)
課長補佐 藤井 陽太郎
主査 門井 英二
主査 奥田 由美
主査 小崎 智之
主事 松山 里歩
主事 関廣 祐太
主事 上河 美月
主事 宮崎 照子
主事(シニア) 蔵田 健博

- 2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料(戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。)の収納
- 3 委任年月日
令和2年9月1日
- 4 委任期間
令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

広島市告示(東区)第61号

令和2年8月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成14年2月25日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した若宮町内会について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所
山本 憲弘 広島市東区福田五丁目4125-1を
広瀬 誠 広島市東区福田二丁目4228-8に変更する。

- 2 事務所の所在地の変更
広島市東区福田五丁目4125-1を
広島市東区福田二丁目4228-8に変更する。

広島市告示(東区)第62号

令和2年8月27日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 令和2年8月27日
- 3 道路の位置 広島市東区牛田新町三丁目の36番2, 17番1の一部, 18番2の一部及び17番1地先里道
- 4 幅員 4.30メートル
- 5 延長 46.50メートル

広島市告示(南区)第104号

令和2年8月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第105号

令和2年8月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第106号

令和2年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第107号

令和2年8月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第108号

令和2年8月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第109号

令和2年8月12日

広島駅南口第一自転車等駐車場、広島駅南口第三A自転車等駐車場及び広島駅南口第三B自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和2年8月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第110号

令和2年8月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第111号

令和2年8月21日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき、向洋公園の指定管理者の指定を次のとおり取り消しましたので、広島市公園条例(昭和39年3月31日条例第18号)第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 取消に係る公の施設の名称
向洋公園
- 2 取消の相手方
広島市南区和洋大原町1番6号
向洋大原町向友クラブ
- 3 取消年月日
令和2年4月1日

広島市告示(南区)第112号

令和2年8月21日

天神川駅南駐輪場及び青崎駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和2年8月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第113号

令和2年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第114号

令和2年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第115号

令和2年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第116号

令和2年8月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第117号

令和2年8月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第76号

令和2年8月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第77号

令和2年8月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第78号

令和2年8月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第79号

令和2年8月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第80号

令和2年8月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(安佐南区)第90号

令和2年8月5日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第9号
- 2 指定年月日 令和2年8月5日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長東西三丁目の1860番2の一部及び1860番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00m, 4.10m
延長 33.83m

広島市告示(安佐南区)第91号

令和2年8月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年8月11日から同月25日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南4区386号線	安佐南区大塚西二丁目804番地1地先から 安佐南区大塚西二丁目804番地1地先まで	旧	3.40 ～ 3.90	28.20
			新	6.30 ～ 8.30	

広島市告示(安佐南区)第92号

令和2年8月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年8月11日から同月25日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南4区386号線	安佐南区大塚西二丁目804番地1地先から 安佐南区大塚西二丁目804番地1地先まで	令和2年8月11日

広島市告示(安佐南区)第93号

令和2年8月13日

長期間駐車されていた下記自転車等については、令和2年8月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。
 なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（安佐南区）第94号**

令和2年8月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、令和2年8月21日から同年9月4日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等        | 所在                                     |
|----|-------------|----------------------------------------|
| 里道 | 安佐南1区282号里道 | 安佐南区八木四丁目1975番1地先から安佐南区八木四丁目1977番2地先まで |

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第95号

令和2年8月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年8月24日から同年9月7日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐南3区51号里道	安佐南区祇園八丁目1092番地先から 安佐南区祇園八丁目1094番2地先まで
	新		安佐南区祇園八丁目1092番地先から 安佐南区祇園八丁目1094番2地先まで

~~~~~  
**広島市告示（安佐南区）第96号**

令和2年8月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年8月26日から同年9月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                          | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|------------|-----------------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南3区491号線 | 安佐南区長東西一丁目139番地3地先から<br>安佐南区長東西一丁目139番地27地先まで | 旧   | 2.87<br>～<br>3.12 | 50.20 |
|       |            |                                               | 新   | 3.43<br>～<br>5.00 |       |

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第97号

令和2年8月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年8月26日から同年9月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区491号線	安佐南区長東西一丁目139番地3地先から 安佐南区長東西一丁目139番地27地先まで	令和2年8月26日

~~~~~  
**広島市告示（安佐南区）第98号**

令和2年8月27日

長期間駐車されていた下記自転車等については、令和2年8月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第99号

令和2年8月31日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年8月31日から同年9月14日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南3区287号線	安佐南区山本九丁目803番地6地先から 安佐南区山本九丁目805番地6地先まで	旧	3.04 ～ 3.69	37.40
			新	3.52 ～ 4.18	

広島市告示(安佐南区)第100号

令和2年8月31日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年8月31日から同年9月14日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 供用開始の期日. Content: 市道, 安佐南3区287号線, 安佐南区山本九丁目803番地6地先から安佐南区山本九丁目805番地6地先まで, 令和2年8月31日

広島市告示(安佐南区)第101号

令和2年8月31日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第10号
2 指定年月日 令和2年8月31日
3 道路の位置 広島市安佐南区東原二丁目の546番の一部、543番2の一部、543番3の一部及び546番地先水路
4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル
延長 34.65メートル

広島市告示(安佐北区)第109号

令和2年8月5日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和2年8月5日から同月19日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 区分, 路線名等, 所在(起点及び終点). Content: 里道, 安佐北3区400号里道, 広島市安佐北区可部東四丁目613番13地先から同所613番14地先まで

広島市告示(安佐北区)第110号

令和2年8月21日

次のとおり路線名等を定める林道の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年8月21日から同年9月4日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 区分, 路線名, 新旧, 経過区間. Content: 林道, 後山, 旧, 安佐北区安佐町大字後山字猿押12720番7地先から安佐北区安佐町大字後山字猿押12726番2地先まで; 新, 安佐北区安佐町大字後山字猿押12718番2地先から安佐北区安佐町大字後山字猿押12727番2地先まで安佐北区安佐町大字後山字猿押12719番3地先から安佐北区安佐町大字後山字猿押12726番2地先まで

広島市告示(安佐北区)第111号

令和2年8月21日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年8月21日から同年9月4日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員(m), 敷地の延長(m). Content: 市道, 安佐北2区656号線, 安佐北区深川一丁目197番8地先から安佐北区深川一丁目203番1地先まで, 旧, 4.40~5.80, 20.40; 新, 4.40~5.80

広島市告示(安佐北区)第112号

令和2年8月21日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年8月21日から同年9月4日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始区間, 供用開始の期日. Content: 市道, 安佐北2区656号線, 安佐北区深川一丁目197番8地先から安佐北区深川一丁目203番1地先まで, 令和2年8月21日

広島市告示(安佐北区)第113号

令和2年8月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 2 年 8 月 26 日から同年 9 月 9 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
市道	安佐北 3 区 2 25 号線	安佐北区三入二丁目 611 番地先から 安佐北区三入二丁目 609 番 3 地先まで	旧	2.62 ～ 3.20	31.45
			新	2.65 ～ 4.02	

広島市告示（安佐北区）第 114 号

令和 2 年 8 月 26 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 2 年 8 月 26 日から同年 9 月 9 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北 3 区 2 25 号線	安佐北区三入二丁目 611 番地先から 安佐北区三入二丁目 609 番 3 地先まで	令和 2 年 8 月 26 日

広島市告示（安芸区）第 64 号

令和 2 年 8 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により下記自転車については、令和 2 年 7 月 28 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（安芸区）第 65 号

令和 2 年 8 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により下記自転車については、令和 2 年 8 月 12 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（佐伯区）第 95 号

令和 2 年 8 月 5 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 5 号
- 2 指定年月日 令和 2 年 8 月 5 日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区美の里二丁目の 823 番 4 の一部、823 番 6 の一部、825 番 6 の一部及び 825 番 12 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 40.80メートル

広島市告示（佐伯区）第 96 号

令和 2 年 8 月 5 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 2 年 8 月 3 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 97 号

令和 2 年 8 月 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 98 号

令和 2 年 8 月 14 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 2 年 8 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので

で告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第99号

令和2年8月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第100号

令和2年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第101号

令和2年8月18日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 令和2年8月18日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区美の里二丁目749番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20~6.65メートル
延長 30.22メートル

広島市告示(佐伯区)第102号

令和2年8月19日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 令和2年8月19日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区皆賀一丁目の190番4の一部、191番4の一部及び191番5
- 4 幅員及び延長 幅員 6.02メートル
延長 81.91メートル

広島市告示(佐伯区)第103号

令和2年8月20日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和2年8月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第104号

令和2年8月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第105号

令和2年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第106号

令和2年8月25日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 令和2年8月25日

- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市五丁目の1540番の一部・1541番1の一部及び1541番2の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 30.80メートル

広島市告示(佐伯区)第107号

令和2年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第8号

令和2年8月26日

広島市公職選挙事務取扱規程の一部改正について
広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

広島市公職選挙事務取扱規程(昭和55年広島市選挙管理委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

別記第71号様式中「平成」を削り、

性別	本籍	住所	生年月日		本籍	住所	年齢

改め、

「※1 「候補者氏名」欄は、

- (1) 通称の認定をした候補者については、必ずその通称の氏名のみを記載する。
- (2) かな書きの部分を除き、必ずふり仮名を付す。

2 「本籍」欄は、都道府県名のみ記載する。」

「注1 「候補者氏名」欄は、

- (1) 通称の認定をした候補者については、必ずその通称のみを記載する。
 - (2) かな書きの部分を除き、必ずふり仮名を付す。
- 2 「本籍」欄は、都道府県名のみ記載する。に改める。

- 3 「住所」欄は、住所の市区町村まで(指定都市の場合は行政区まで)記載する。
- 4 「年齢」欄は、選挙の期日現在の満年齢を記載する。
- 5 「届出の別」欄は、「本人」又は「推薦」と記載する。

別記第72号様式から別記第74号様式までの規定中「平成」を削り、

「3 氏名」を

「3 氏名

注1 「住所」は、住所の市区町村まで(指定都市の場合は行政区まで)記載する。に改める。

- 2 「氏名」は、通称の認定をした候補者については、必ずその通称のみを記載する。」

附則

この規程は、告示の日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第17号

令和2年8月19日

広島市教育委員会議(定例会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 糸山隆

- 1 日時 令和2年8月26日(水) 午後2時
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【公開予定議題】

- (1) 指定学校変更許可基準の改正について(報告)

【非公開予定議題】

- (2) 令和3年度広島市立高等学校の入学定員について(報告)
- (3) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について(議案)

広島市教育委員会告示第18号

令和2年8月19日

広島市教育委員会議(臨時会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 糸山隆

- 1 日時 令和2年8月28日(金) 午前9時
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【公開予定議題】

- (1) 令和3年度から使用する広島市立中学校用教科用図書の採択について(議案)
- (2) 令和3年度から使用する広島市立中等教育学校(前期課

程)用教科用図書の採択について(議案)

(3) 令和3年度から使用する広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校(特別支援学級)用教科用図書の採択について(議案)

(4) 令和3年度使用広島市立高等学校・中等教育学校(後期課程)用教科用図書採択について(議案)

広島市教育委員会告示第19号

令和2年8月27日

令和2年8月19日付け広島市教育委員会告示第18号で告示した広島市教育委員会議(臨時会)の議題に、次の議題を追加する。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

議 題

(5) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について(代決報告)

広島市教育委員会告示第20号

令和2年8月27日

広島市教育委員会議(定例会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

- 1 日 時 令和2年9月3日(木) 午後1時30分
2 場 所 中区役所6階教育委員会
3 議 題

【非公開予定議題】

- (1) 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見について(議案)
(2) 広島市立図書館協議会委員の任命又は委嘱について(議案)
(3) 広島市公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について(議案)
(4) 事務局職員の人事について(議案)
(5) 教職員の人事について(議案)

水道局規程

広島市水道局規程第7号

令和2年8月31日

広島市水道局職務権限規程及び広島市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者 広島市水道局長 友 広 整 二

広島市水道局職務権限規程及び広島市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

(広島市水道局職務権限規程の一部改正)

第1条 広島市水道局職務権限規程(昭和46年広島市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表3の部1の項中「(拡張、改良及び整備事業を除く。)」を削る。

別表の2の表営業部営業課の部1の款中

Table with 1 row: 1 公金の徴収事務の委託契約の締結及び解除

を

Table with 2 rows: 1 公金の徴収事務の委託契約の締結及び解除, 2 公金の徴収事務の委託区域の指定

に改める。

別表の2の表営業部の営業所の部中

Table with 2 columns: 1 給水の承認等に関する事務, 1 給水の開始、中止、廃止及び用途変更の承認, 2 水道料金その他の収入金の調定に係る調査等の決定

を

Table with 2 columns: 1 用途の決定等に関する事務, 1 用途の決定, 2 用途変更の承認

に改める。

別表の2の表技術部調整課の部中

Table with 2 columns: 7 不動産の信託に関する事務, 1 不動産の信託の決定, 2 不動産の信託の受益権の買収及

を

	び譲渡 の決定						
--	------------	--	--	--	--	--	--

7 不動産の信託に関する事務	1 不動産の信託の決定				○		
	2 不動産の信託の受益権の買収及び譲渡の決定				○		
8 団地給水施設等の負担金に関する事務	1 団地給水施設等の負担金の決定及び契約の締結			○			

に改める。

別表の2の表技術部計画課の部を削る。

(広島市水道局徴収事務委託規程の一部改正)

第2条 広島市水道局徴収事務委託規程(平成6年広島市水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める徴収事務及びこれに附帯する事務

第4条第1項中「水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改め、同条第2項第4号中「委託手数料」の右に「又は委託契約金額(以下「委託手数料等」という。)」を加える。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条の見出し及び同条中「委託手数料」の右に「等」を加え、同条に次のただし書を加え、同条を第6条とする。

(別紙)

平成25年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(環境局)

1 監査意見公表年月日

平成26年2月3日(広島市監査公表第2号)

2 包括外部監査人

世良 敏昭

3 監査意見に対する対応結果通知年月日

令和2年7月29日(広業一第18号)

4 監査のテーマ

財政援助団体等に対する負担金、補助及び交付金、委託料の支出等に関する財務事務の執行について

5 監査の意見及び対応の内容

(一般財団法人広島市都市整備公社)一般廃棄物の収集運搬及び処分その他業務に係る適切な予定価格の設定及び適切な精算の実施について

ただし、広島市水道局契約規程(昭和39年広島市水道局規程第8号)の定めに従って契約を締結した場合は、この限りでない。

第8条の見出し中「徴収事務受託者証」の右に「等」を加え、同条第1項中「もの」を「者」に改め、「徴収事務受託者証(以下「受託者証」という。)」の右に「又は徴収事務受託証明書(以下「受託証明書」という。)」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

3 第1項の規定により受託証明書の交付を受けた受託者は、自らの被用者のうち必要があると認める者については、自らが交付した身分証明書とともに受託証明書を常に携帯させ、関係者から提示を求められたときは、これらを提示させなければならない。

第9条を第8条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

監査公表

広島市監査公表第25号

令和2年8月4日

広島市監査委員	谷 本 睦 志
同	井 戸 陽 子
同	八 條 範 彦
同	大 野 耕 平

包括外部監査の結果(指摘事項)に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、併せて通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を公表する。

(所管課：環境局業務部業務第一課、業務第二課)

監査の意見	対応の内容
<p>市は、「一般廃棄物の収集運搬及び処分その他業務」を特命随意契約で本団体に業務委託している。</p> <p>この業務のうち、普通ごみ収集運搬業務及びし尿収集運搬業務は、民間企業にも業務委託している。これら2つの業務に関し、予定価格を収集量単位当たりで比較すると、担当地区の業務効率の違いなどから本団体委託分と民間企業委託分との間で2倍程度の乖離が生じている。</p> <p>本団体への委託料について、民間企業委託分における厳しい受注競争等を踏まえ、人件費に関して更なる節減ができないか本団体と協議の上、検討することが望まれる。</p> <p>物件費に関しても、民間企業委託分における状況等を踏まえ、本団体に対して、経費節減の努力を促すことについて検討することが望ましい。</p> <p>また、委託業務の完了後に、市は、業務に要した経費が真に必要な最小限の経費であるか適切に検査することが望まれる。検査の結果、委託業務に直接必要な経費と認められない場合は、精算することが望ましい。</p>	<p>監査の意見を受けて、普通ごみ収集運搬業務及びし尿収集運搬業務について、人件費及び物件費共に経費削減を図っていくため、今後、民間業者への委託化を図ることとし、令和2年5月に広島市都市整備公社に対して、その旨、協力依頼した。</p> <p>また、広島市都市整備公社において、委託業務に係る消耗品費等として支出することが適当かどうか疑義が生ずるときは、本市に事前協議することとした。</p>

平成31年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表
(環境局)

- 1 監査結果及び監査意見公表年月日
令和2年2月6日(広島市監査公表第3号)
- 2 包括外部監査人
大濱 香織
- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日
令和2年7月29日(広業一第19号)
- 4 監査のテーマ
広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について
- 5 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

(1) 普通ごみ収集(業務委託)(電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて)
(所管課：環境局業務部業務第一課)

監査の結果	措置の内容
<p>「中・東区普通ごみ収集運搬その他業務」において、電子レンジを購入し、消耗品費等に計上している。</p> <p>「電子レンジ」が業務に必要なかについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。</p> <p>広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は広島市都市整備公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。</p>	<p>監査の結果を受け、本件委託業務を実施するために直接必要な経費として認められない消耗品等は、本件委託料で購入しないよう、広島市都市整備公社に対して指導した。</p> <p>また、委託業務に係る消耗品費等として支出することが適当かどうか疑義が生ずるときは、本市に事前協議することとした。</p>

(2) し尿収集運搬事業(業務委託)(印紙貼付漏れを放置している組織体制について)
(所管課：環境局業務部業務第二課)

監査の結果	措置の内容
<p>広島市都市整備公社より提出された資料(平成31年1月21日の施行伺に係る承諾書)を確認したところ、「印紙200円が必要(請負契約)」と記載された付箋が貼られ、印紙は貼られずそのままの状態となっていた。</p> <p>担当者を介して広島市都市整備公社にヒアリングしたところ、業者へ伝えているが、本件については、その後の処理を公社及び業者ともに失念していたとのことである。</p> <p>広島市都市整備公社は広島市が出資している法人等の監査業務等も担う法人であるが、その内部において、書類の不備に気がついた職員がいてもそれを補完することができない状態にあり、結果的に文書作成者である請負業者側において脱税となってしまう。</p> <p>担当課は、本件に関し、見過ごすことなく適正な指導を実施し、不備が解消されたことを確認すべきである。</p>	<p>監査の実施を受け、広島市都市整備公社から契約相手方に連絡し、契約相手方が印紙の貼付を行うことにより、不備は是正された。また、本市においても、その旨を確認した。</p> <p>さらに、広島市都市整備公社に対して、書類の不備への対応は、担当者だけでなく組織的に行うよう指導し、広島市都市整備公社から、組織的に対応することにより再発防止を徹底するとの回答があった。</p>

(3) 玖谷埋立地ごみ計量業務(業務委託)(電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて)
(所管課：環境局施設部施設課)

監査の結果	措置の内容
<p>「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」において、電子レンジを購入し、消耗品費等に計</p>	<p>監査の結果を受け、本件委託業務を実施</p>

<p>上している。</p> <p>「電子レンジ」が業務に必要なか否かについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。</p> <p>広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は広島市都市整備公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。</p>	<p>するために直接必要な経費として認められない消耗品等は、本件委託料で購入しないよう、広島市都市整備公社に対して指導した。</p> <p>また、委託業務に係る消耗品費等として支出することが適当かどうか疑義が生ずるときは、本市に事前協議することとした。</p>
--	--

<p>(4) 安佐南工場破碎施設ごみ計量業務（業務委託）（電気ポットの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて） （所管課：環境局施設部安佐南工場）</p>	
<p style="text-align: center;">監 査 の 結 果</p> <p>「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」において、電気ポットを購入し、消耗品費等に計上している。</p> <p>「電気ポット」が業務に必要なか否かについて、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。</p> <p>広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は広島市都市整備公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。</p>	<p style="text-align: center;">措 置 の 内 容</p> <p>監査の結果を受け、本件委託業務を実施するために直接必要な経費として認められない消耗品等は、本件委託料で購入しないよう、広島市都市整備公社に対して指導した。</p> <p>また、委託業務に係る消耗品費等として支出することが適当かどうか疑義が生ずるときは、本市に事前協議することとした。</p>

<p>(5) 広島市西部リサイクルプラザ運営（業務委託）（通路庇上部防水修理工事を100万円に近い金額で契約していること及び工事完成写真の工程と工事内訳が不突合である点について） （所管課：環境局業務部業務第一課）</p>															
<p style="text-align: center;">監 査 の 結 果</p> <p>広島市西部リサイクルプラザ1階外部通路庇上部の防水修理工事として、次表1のとおり修繕料として支出されており、1回当たりの契約金額が100万円に近い金額になっている。</p> <p>表1：工事の内容</p> <table border="1" data-bbox="199 1064 997 1176"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>支出年度</th> <th>金額（円）</th> <th>修繕場所</th> <th>工事内容</th> <th>検査日</th> <th>指名業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部リサイクルプラザ</td> <td>H30</td> <td>993,600</td> <td>1階外部通路庇上部</td> <td>防水修理工事</td> <td>H30.8.24</td> <td>㈱A建設</td> </tr> </tbody> </table> <p>（施行何より監査人作成）</p> <p>㈱A建設から提出された「見積書」の見積条件にある「庇の下側亀裂の補修は別途とさせていただきます。」という記述は、補修することが前提の記述であると思われるが、担当課からは、「犬走り部分（庇下部の亀裂）は、地面の亀裂であるため、修繕を予定しておらず、㈱A建設が現地を確認した際に犬走りの亀裂に気づき「仮に修繕を行う場合は」との前提で記載されたものである。公社として見積りを依頼したのではない。」と回答を受けた。</p> <p>当該補修しなかった箇所は、児童らが多く見学する施設でもあり、金額基準にとらわれることなく、発注者である「広島市」を交えて、安全面等を含めた検討をした方がよかったと考える。</p> <p>また、本件修繕は「仕様書」がないことから、次のとおり検収状況等が事後的に検証できない状態であった。</p> <p>西部リサイクルプラザと㈱A建設との間で、施工前の打合せ時に「工事範囲がどこまでなのか」という点、施工後に「発注どおり適正に施工されているか」、「発注箇所が工事写真と一致しているか」という点など、工事範囲や責任範囲を「仕様書」や「工事内訳書」で明確にせずに契約したことは不当である。</p> <p>今後は、建設業者と取引を行う際には、工事（修理）内容を明確にし、適正に施工されたことを確認する上でも、仕様書を書面化しておくことが望ましい。</p> <p>また、利用者の安全を第一に考え、広島市と公社の間で、次のような改善策を検討されたい。</p> <p>ア 改修と修繕・修理の定義（取扱い）を明確にすること。 イ 修繕の金額基準（100万円未満）とは別に、利用者サービスと安全面を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。 ウ 施設内の修繕計画を綿密に立てること。</p>	施設名	支出年度	金額（円）	修繕場所	工事内容	検査日	指名業者	西部リサイクルプラザ	H30	993,600	1階外部通路庇上部	防水修理工事	H30.8.24	㈱A建設	<p style="text-align: center;">措 置 の 内 容</p> <p>監査の結果を受け、修繕を発注するときは、修繕内容を明確にした仕様書を作成するよう、広島市都市整備公社に対して指導した。</p> <p>また、本市と広島市都市整備公社で協議し、改修は性能・機能を原状（初期の水準）を超える状態まで改善するものであることを双方で確認し、改修については本市が実施することを確認した。さらに、修繕・修理は性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させるものであることを双方で確認し、軽微なもの及び緊急対応すべきものについては、本市との事前協議の上、金額にかかわらず広島市都市整備公社が迅速に実施することができるよう、令和2年度の契約内容を変更した。</p> <p>なお、施設の老朽化等に対応する施設内の修繕計画については、本市において綿密に立てることとする。</p>
施設名	支出年度	金額（円）	修繕場所	工事内容	検査日	指名業者									
西部リサイクルプラザ	H30	993,600	1階外部通路庇上部	防水修理工事	H30.8.24	㈱A建設									

6 監査の意見及び対応の内容

<p>(1) 普通ごみ収集（業務委託）（公社に対する委託料が他の民間委託業者に対する委託料に比べて多額であることについて） （所管課：環境局業務部業務第一課）</p>	
<p style="text-align: center;">監 査 の 意 見</p> <p>広島市の普通ごみの収集については、広島市各環境事業所（以下「直営」という。）</p>	<p style="text-align: center;">対 応 の 内 容</p> <p>民間委託業者と比べて広島市都市整備公</p>

が収集する区域を除き、広島市内を全21区域に分け、公社が特命随意契約で受託している「中区東区の一部の地域等」（以下「公社の収集区域」という。）以外は、20区域（以下「公社以外の収集区域」という。）ごとに、一般競争入札により、民間委託業者を決定している。

広島市は、直営及び公社以外の収集区域（20区域）ごとに、前年度のごみの排出量（トン）の実績値及び車両ごとの実稼働時間から収集車が何台必要かを割り出し、理論上の収集車の必要数を算出している。理論上の必要収集車数に1台当たりの経費（広島市で積算した所要経費）を乗じて、入札予定価格を算定している。

公社の収集区域についても、上記の理論上の必要収集車数を算出しているものの、これを採用することなく、別途、公社職員の普通ごみ収集業務に係る人件費や経費を積み上げて積算し、その積算額を契約額としている。

「中区東区の一部の地域」に係る人件費等以外に、広島市南区似島及び同区宇品町金輪島の鳥しょ部の家庭ごみの収集運搬業務や業務センターにおける人件費等も委託料に含まれており、この点については、他の民間委託業者とは単純比較できない。

公社との委託契約金額は、民間委託業者と比較して所要台数1台当たりの金額、予定収集量1トン当たりの金額ともに1.2倍程度多額となっている。

民間委託業者の委託契約金額と比較するため、公社の委託契約金額のうち、「中区東区の一部の地域」の普通ごみ収集業務に直接従事した人件費等（以下「直接人件費等」という。）と比較しているが、委託契約金額には他に、出島業務センターに従事する、いわゆる間接部門人件費等（以下「間接人件費等」という。）や似島・金輪島のごみ収集業務に従事する人件費等（以下「鳥しょ部人件費等」という。）が含まれている。

民間委託業者と比べて委託契約金額が多額になることの主な要因としては、民間委託業者は1台当たりに係る所要費用（人件費及び経費）から積算されて入札予定価格を算定しているのに対して、公社は普通ごみ収集業務に係る人件費の全額を積み上げて算出しているためである。

「直接人件費等」「間接人件費等」「鳥しょ部人件費等」など全体的に人件費の比重が高いことが要因であり、公社職員の高年齢化等で1人当たりの給与額が民間業者に比べて高いことや嘱託職員や臨時職員への転換ではその差は埋まらなれないと思われる。

特に、比較対象の業務である「中区東区の一部の地域」の普通ごみ収集業務については、民間委託業者と同じ規格の収集車を使用し、収集車1台に2名の職員に従事していることについて両者の間に大きな違いはないことから、特命随意契約ではなく同じ条件（積算根拠）により一般競争入札にすることで、適正な価格になるものと思われる。今後は、当該業務を民間へ移譲していくことを検討されたい。

社への委託契約金額が多額になることについては、広島市都市整備公社職員の高齢化等によりその人件費が割高となっていることが要因である。

広島市都市整備公社においては、平成11年度以降、業務員の採用を停止しており、本市においては、業務員の減少に合わせて、順次、広島市都市整備公社へ委託している普通ごみ収集業務の収集区域を縮小し、当該事業の民間委託化を推進しているところである。

今後とも、普通ごみ収集業務について民間業者への委託化を推進し、委託料の削減に取り組んでいくこととする。

(2) 不燃ごみ転送場ごみ計量（業務委託）（祝日に収集した「不燃ごみ」を集積施設へ搬入する車両の監視及び計量業務の在り方について）
 (所管課：環境局業務部業務第一課)

監 査 の 意 見		対 応 の 内 容																													
<p>ア 祝日に「不燃ごみ」を収集することにより発生する費用について 祝日に収集された「不燃ごみ」は、広島市中区江波にある「A社工場」内にある敷地を借り受けた場所（以下「集積施設」という。）に仮置きされているが、収集車が当該集積施設に搬入する際に、適正なごみかどうかの監視業務及び収集量がいづらかの計量業務を行うため、広島市は広島市都市整備公社（以下「公社」という。）に不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務（以下「本件業務」という。）を委託している。 これを受けて公社は、2名の職員に従事させて、時間外勤務手当など年間806,121円を支出している。</p> <p>イ 本件業務以外に発生する業務（不燃ごみ運搬業務及び不燃ごみ集積施設維持管理業務（以下「不燃ごみ転送業務」という。））について (ア) 不燃ごみ転送業務の契約内訳 祝日に収集された「不燃ごみ」は、A社に関連する法人のB社が集積施設でのパッカー車（集塵車）への積載及び『玖谷埋立地』までの運搬業務を行っている。 広島市はB社と委託契約（特命随意契約）を年間約1,600万円で締結しており、その内訳は下表のとおりである。</p> <p>不燃ごみ転送業務内訳（概算額） （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運搬経費</th> <th>受入積込経費</th> <th>計量経費</th> <th>固定経費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>900</td> <td>200</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>物件費</td> <td>1,100</td> <td>4,900</td> <td>700</td> <td>5,200</td> <td>11,900</td> </tr> <tr> <td>諸経費等</td> <td>500</td> <td>1,100</td> <td>200</td> <td>1,200</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,500</td> <td>6,200</td> <td>900</td> <td>6,400</td> <td>16,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>（平成30年度不燃ごみ転送委託量積算内訳より監査人作成） (イ) 不燃ごみ転送業務が特命随意契約である理由等 これまで、代替地や別の方法を全く検討していないという訳ではなく、むしろ、</p>	区分	運搬経費	受入積込経費	計量経費	固定経費	計	人件費	900	200	-	-	1,100	物件費	1,100	4,900	700	5,200	11,900	諸経費等	500	1,100	200	1,200	3,000	計	2,500	6,200	900	6,400	16,000	<p>これまで、埋立地の変更や分別区分の変更など、家庭ごみの収集に関して変更があるときには、その都度、B社との転送業務の委託契約の必要性を含め、必要最小限の経費で収集できるよう検討した上で、収集体制を整備してきており、今後も機会を捉えて検討していくこととする。</p> <p>また、B社との転送業務の特命随意契約に当たっては、今後も、建築設備担当部署等にB社の提示金額の妥当性を確認するなどして、引き続き、必要最小限の経費とするよう努めることとする。</p>
区分	運搬経費	受入積込経費	計量経費	固定経費	計																										
人件費	900	200	-	-	1,100																										
物件費	1,100	4,900	700	5,200	11,900																										
諸経費等	500	1,100	200	1,200	3,000																										
計	2,500	6,200	900	6,400	16,000																										

転機を迎える都度検討しており、B社との委託契約が特命随意契約である理由を覆すほどの理由はない。しかし、昭和52年当時のB社との契約経緯を示す書類が残っており、当初からB社と取引する蓋然性があったというほどの理由は見当たらない。

ウ 本件業務等の今後の在り方について

不燃ごみ転送業務については、B社との契約経緯が確認できない部分があり、特命随意契約が継続していく以上、優位性が働き、委託金額が増加していくリスクが伴うため、現行契約の内容を常に検証する必要がある。

例えば、業者の提示金額が適正価格の範囲内であることを確認するため、建築設備担当部署等に提示金額の妥当性を確認する等、必要最小限の金額となるように、常にコスト削減を意識しておくことが望まれる。

一般的に廃棄物処理施設はいわゆる迷惑施設とされており、地元住民への負担を強いることとなるという特殊な側面があるが、漫然と業務を実施するのではなく、経費比較を実施し、常に効率の良い業務の在り方について検討を継続していく必要がある。

(3) し尿収集運搬事業（業務委託）（民間業者の更なる活用について）
（所管課：環境局業務部業務第二課）

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容									
<p>本事業は、広島市都市整備公社に委託している旧広島市内のし尿収集運搬業務である。</p> <p>新市域における民間業者委託分と広島市都市整備公社委託分の収集件数1件当たりのコストと収集量1kl当たりのコストをそれぞれ算出してみると、大きく異なることがわかる。</p> <p>なお、広島市都市整備公社委託分のコストについては、収集効率の低い似島分及び施設管理費を除いて算出した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">平成30年度</th> <th style="width: 35%;">1件当たりのコスト</th> <th style="width: 35%;">1kl当たりのコスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市都市整備公社委託分</td> <td style="text-align: right;">11,117円</td> <td style="text-align: right;">46,282円</td> </tr> <tr> <td>民間業者委託分</td> <td style="text-align: right;">6,919円</td> <td style="text-align: right;">26,277円</td> </tr> </tbody> </table> <p>民間業者に更に委託できる余地はないか徹底した見直しを行うことで、本事業の一層の効率化・合理化が図られるものとする。</p>	平成30年度	1件当たりのコスト	1kl当たりのコスト	広島市都市整備公社委託分	11,117円	46,282円	民間業者委託分	6,919円	26,277円	<p>広島市都市整備公社職員の高齢化や職員数の減少に伴い、今後は、適正なし尿収集体制の確保が難しくなることが考えられる。</p> <p>こうしたことから、民間業者への委託を推進し、本事業の一層の効率化・合理化に努めることとする。</p>
平成30年度	1件当たりのコスト	1kl当たりのコスト								
広島市都市整備公社委託分	11,117円	46,282円								
民間業者委託分	6,919円	26,277円								

(4) 液状一般廃棄物処理手数料徴収事業（業務委託）（手数料徴収方法について）
（所管課：環境局業務部業務第二課）

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>本事業は、広島市域のうち、安芸地区衛生施設管理組合の所管区域（東区旧安芸町及び安芸区）を除く区域のし尿処理手数料の徴収業務である。</p> <p>広島市都市整備公社が作成した「平成30年度事業の実施状況」によれば、し尿処理手数料の徴収件数は年々減少してきており、手数料の徴収額について担当者にヒアリングしたところ、同様に年々減少してきている。</p> <p>業務計画の策定方法及び口座振替推進のための施策について担当者にヒアリングしたところ、「市において、直近1年間の収集件数実績に過去の平均減率を乗じて次年度の収集件数見込を算出し、公社において、市が算出した収集件数見込に直近1年間の手数料徴収件数の実績比を乗じて算出している。口座振替推進の施策については、新規顧客及び納付滞納者に対して口座振替を推奨している」とのことであった。</p> <p>支払書類の所在不明等により、納付手続が円滑に行われない場合等において、追加的にやむを得ず発生する職員の人件費やバイク等の物件費を考慮すると、口座振替と納付制とで必要とされるコストは大きく異なる。</p> <p>利用者の利便性及び本事業の更なる効率化や合理化の観点から、口座振替のより一層の推進が必要ではないかと考える。</p>	<p>監査の意見を受け、今後は、納付制対象者へ納付書を送付する際、口座振替を推奨する内容の書類を同封して、口座振替の利用をより一層促進することとする。</p>

(5) し尿等投入施設搬入監視等事業（業務委託）（ICT活用について）
（所管課：環境局業務部業務第二課）

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>本事業は、広島市域（東区旧安芸町及び安芸区を除く）並びに安芸太田町域で収集されたし尿及び浄化槽汚泥が、広島市西部水資源再生センターへ搬入される際に広島市都市整備公社が実施する監視等業務である。</p> <p>広島市都市整備公社が作成した「平成30年度事業の実施状況」によれば、搬入台数は平成27年度から減少し続ける一方、「平成30年度決算費目別予算比較」によると、平成30年度における本事業費は前年度より増加している。</p> <p>監視等の業務は全て目視で行われているとのことであり、監視カメラや通信ソフト等、いわゆるICT活用による事業効率化施策について検討されたい。</p>	<p>民間業者等が保有するし尿及び浄化槽汚泥収集運搬車両の積載量の確認は、車両後方部にあるゲージを目視することにより行っている。このゲージは細長く見えにくいものであり、また、車両によっては汚れていたり、ホースでゲージを読み取る部分が隠れている車両があるため、現状においては監視カメラ等での遠隔対応には適していない。</p>

しかしながら、更なる事業効率化を進める必要があると考えており、今後、老朽化する施設の補修・更新の時期に合わせて、必要に応じてICT活用も含めた検討を行う。

